つたえる予防ひろば

危険物にZoom

今回は消防法で定める**危険物**に関するスペシャリスト**予防課危険物係**を紹介します。

～ 危険物係とは ～

ガソリンや灯油などの石油製品に代表されるように、危険物は私たちの生活に必要不可欠ですが、その反面、ひとたびその取扱いを誤れば、火災、爆発等の災害を引き起こす危険性を持っています。

危険物に起因する火災等の災害を防ぐために、消防法では、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを一般的に禁止していて、危険物施設の設置にあたっては市町村長等の許可が必要になっています。

危険物係は、文字通りそれら危険物施設の許認可の審査や検査を主に担当しています。

各種届出や許可申請が提出された場合に審査を行います（右写真）

工事終了後、位置、構造、設備が基準どおりか検査を行います（右写真）

ガソリン等を入れる地下タンクは、埋設前に傷の有無や設置状況について、中間検査を行います（左写真）

～ 指定数量とは ～

危険物は非常に多種多様であるため、その危険性に応じた一定の数量（指定数量）を定めています。

例えば、ガソリンは、第４類（引火性液体）の第一石油類に分類され、その指定数量は200ℓとなり、灯油や軽油は、同じく第４類の第二石油類となり、指定数量は1,000ℓと定められていて、それ以上の貯蔵や取扱いは許可が必要となります。

危険物規制は専門性が高く、また度々関係法令が改正されるため、職員向けの実務講習会などを定期的に行い、危険物係はその講師も務めます（左写真）

～ 危険物施設とは ～

①製造所　危険物を製造する施設
例　化学工場　製油所など

②取扱所　危険物を取り扱う施設
例　給油取扱所（ガソリンスタンド）
一般取扱所など

③貯蔵所　危険物を貯蔵する施設
例　移動タンク貯蔵所（タンクローリー）
屋内貯蔵所など

危険物施設ができるまで

① 設置計画、事前相談
② 設置許可申請
③ 審査
④ 許可（許可証の交付）
⑤ 工事開始
⑥ 中間検査
⑦ 完成検査（完成検査済証の交付）
⑧ 使用開始

危険物施設は新たに設置する時だけでなく、変更の工事をする時も同様の手続きが必要です。

危険物豆知識　ガソリンの性質についてどのくらい知っていますか？

農機具等の燃料や夏祭りの屋台などで使う発電機の燃料として、ガソリンを貯蔵する機会が増える時季です。ガソリンは揮発しやすく少量でも極めて引火しやすい特性がありますので、取扱う際は細心の注意が必要です。

ガソリンの容器はなんでも良い？

答え

灯油用ポリタンクに入れると、容器が圧力に耐えられないことがあるので、専用の金属製容器に入れましょう。

ガソリンと灯油の危険性は同じ？

答え

ガソリンは、引火点－40℃以下と低く、極めて引火しやすいため、灯油よりも危険です。